# 告 示

# 埼玉県告示第九百八十五号

成三十年埼玉県告示第六百六十四号により する。 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 指定し 第十一条第二項の規定によ た区域 の指定を次  $\mathcal{O}$ とおり 9, 全部解 亚

平成三十年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

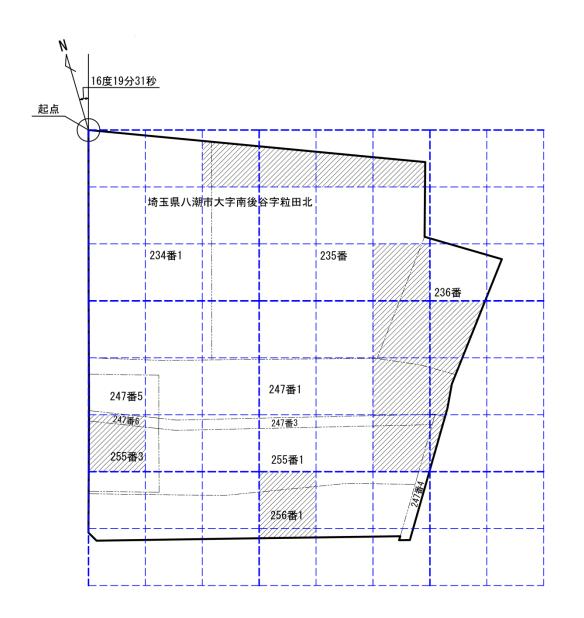
形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

二百五十五番一  $\mathcal{O}$ 三十五番の一 別図の 一部、二百 とお 四十七番四 り の 一 (埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北二百三十四 二百三十六番 部、 二百五十五番三の一部及び二百  $\mathcal{O}$ 一部、二百四十七番五の の一部、二百四十七番一 部、 二百四 五十六  $\mathcal{O}$ \_ 部 番一 二百百 +七番  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 六 兀 の 一  $\overline{+}$ 部、 -七番三 二百 部、

 $\mathcal{O}$ 基準に 土壤汚染対策法施行 適合してい な 規則 かった特定有害物質の種類 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十 一条第二項

鉛及びその化合物

基準不適合土壌の掘削による除去一 講じられた汚染の除去等の措置



### 【凡例】

---- 単位区画

- 筆境界

- 敷地境界

//// #½

形質変更時要届出区域の 指定を解除する区画

### 【起点】

起点は、埼玉県八潮市大字南後谷 字粒田北234番1の最北端とする。

## 【格子の回転角度 16度19分31秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。